

規制シート(様式)

160194800480001

平成29年11月22日

規制の名称	墓地、埋葬等に関する規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び同法に基づく条例	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医薬・生活衛生局生活衛生課長 竹林 経治
規制目的	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること。		
規制内容の概要	埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定に基づき、市町村長の許可を受けなければならない。 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われる必要があることから、引き続き、市町村長による埋葬、火葬又は改葬の許可等を行う必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	墓地、埋葬等に関する法律の規定については維持。各都道府県等が定める条例については各都道府県等の判断。
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成34年度		